

日産学園寄付金のご案内

学校法人日産学園では、教育環境の充実等を目的として、寄付金募集を開始いたします。寄付金は学校教育費または学生支援奨学金に限っての使用とし、これからの自動車社会を担う人財を輩出することで、皆様からのご支援に応えさせていただきます。つきましては、より多くの法人や個人の皆様からご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

～ 記 ～

募集目的	学校設備、教育機材 並びに学生奨学金の充実化を図るため
募集期間	2018年5月1日より5年間
募集目標	特に設定しない（随時受け付け致します）
募集金額	法人様 1口10万円から 個人様 1口 3千円から
振込先	みずほ銀行横山町支店 普通預金 口座番号 2198613 学校法人 日産学園

寄付者のご芳名掲載について

ご寄付をいただいた方のご芳名を学校ホームページに掲載させていただきます。掲載を希望されていない寄付者の方については、公開はいたしません。

税制上の優遇措置について

当校は「特定公益増進法人」の指定を受けており、寄付を頂いた場合は損金算入又は所得控除が認められます。下記の手順にてご寄附をお願いいたします。

1. 寄付金申込書に記入いただき、当校寄付金窓口（下記）までご連絡ください。
2. 専用の振込用紙 又はWEB等で、指定の口座へお振込みください。
3. 寄付金の入金を確認次第、当校より寄付金受領証及び特定公益増進法人証明書（写）を郵送させていただきます。この受領書と証明書は寄付金控除を受けるために必要な書類となります。

尚、所得控除や損金算入の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

寄付に関するお問い合わせ先

学校法人 日産学園 総務支援部 TEL 045-523-0504 FAX 045-523-0506
栗城 久司 (h-kuriki@mail.nissan.co.jp)

専門学校 日産栃木自動車大学校 TEL 0285-56-3585 FAX 0285-56-3385
学務部 佐藤 智一 (tomo-sato@nissan-gakuen.ac.jp)

専門学校 日産愛知自動車大学校 TEL 052-653-4123 FAX 052-653-4119
学務部 内山 博雄 (h-uchiyaama@nissan-gakuen.ac.jp)

専門学校 日産京都自動車大学校 TEL 0774-48-2382 FAX 0774-46-1221
学務部 吉澤 英行 (yosizawa@nissan-gakuen.ac.jp)

寄付金に関する税制上の優遇措置について

【個人の方】

個人の方からのご寄付は、税制上の優遇措置（確定申告時の所得控除）を受けることが出来ます。寄付金額から 2,000 円を引いた額を、年間の総所得金額の 40%相当額を限度として、所得から控除できます。（当学園は税額控除法人ではありませんので、税額控除は選択できません）

所得金額から上記控除額およびその他の控除額を差し引いた後の金額に、所得に応じた税率を乗じて、所得税額が決定します。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{所得金額}} \\ \text{(年収)} \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{\text{各種控除 (扶養控除等)}} \\ + \\ \boxed{\text{寄付金控除}} \\ \text{(寄附金合計- 2,000円)} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{税率}} \\ \text{(所得に} \\ \text{応じた率)} \end{array} = \boxed{\text{税額}}$$

所得控除には確定申告が必要となりますが、その際には日産学園発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。

これらは本学園に寄付金の入金を確認され次第送付いたします。

尚、入学に際しての寄付金は、これに該当いたしませんのでご注意ください。

【法人の方】

法人様からのご寄付は、法人税制上の優遇措置が受けられます。

特定公益増進法人に対する寄附金は、特別損金算入限度額と特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。また、特定公益法人に対する寄附金のうち、損金に算入されなかった金額は一般の寄付金の額に含めることが出来ます。

損金算入限度額の計算式は以下のとおりとなります。

$$\boxed{\text{資本金}} \times \frac{\boxed{\text{当期の月数}}}{12} \times \frac{3.75}{1.000} + \boxed{\text{所得金額}} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

この寄付金による損金算入は、当学園が発行する「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。

上記書類は、寄付金が本学園に入金され次第お送りいたします。確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

これ以外に、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度があります。詳しくは学校関係者にお問い合わせください。

以上